

# 来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事

## 実施方針

熱海市公営企業部 水道温泉課

## 1. 本事業の概要

### 1.1. 事業内容に関する事項

#### 1.1.1. 事業名称

来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事

#### 1.1.2. 事業箇所

来宮浄水場（熱海市福道町 1114-5 地内）

#### 1.1.3. 事業の目的

本市水道事業で最大規模の浄水場である来宮浄水場（施設能力37,500m<sup>3</sup>/日）は丹那水源の湧水を原水としており、マイクロストレーナを用いた簡易ろ過方式を採用しているが、過去にクリプトスポリジウム指標菌の検出履歴があることから、浄水方法の変更が必要とされている。

また、本市は昭和40年代の観光産業の飛躍的な成長に伴い水需要が急激に増加し、深刻な水不足に悩まされたことから、昭和49年度から駿豆水道の受水を開始し、昭和55年度以降は契約水量60,000m<sup>3</sup>/日の契約を交わしている。

しかし、平成20年度と令和元年度に駿豆水道の漏水事故による大規模な断水が発生しており、観光産業は多大な損害を被った。

このような状況を踏まえ、本市水道事業では一層の安定給水を目的として、来宮浄水場の高度処理化（膜ろ過方式への変更）と併せて施設規模の増強（計画一日最大給水量18,000m<sup>3</sup>/日）を行うものである。

#### 1.1.4. 対象施設

本事業は、来宮浄水場の既存施設および更新施設を対象とする。詳細については、要求水準書で示す。

#### 1.1.5. 施工可能箇所

本事業における施工可能場所は図1に示すとおり。詳細については、要求水準書で示す。

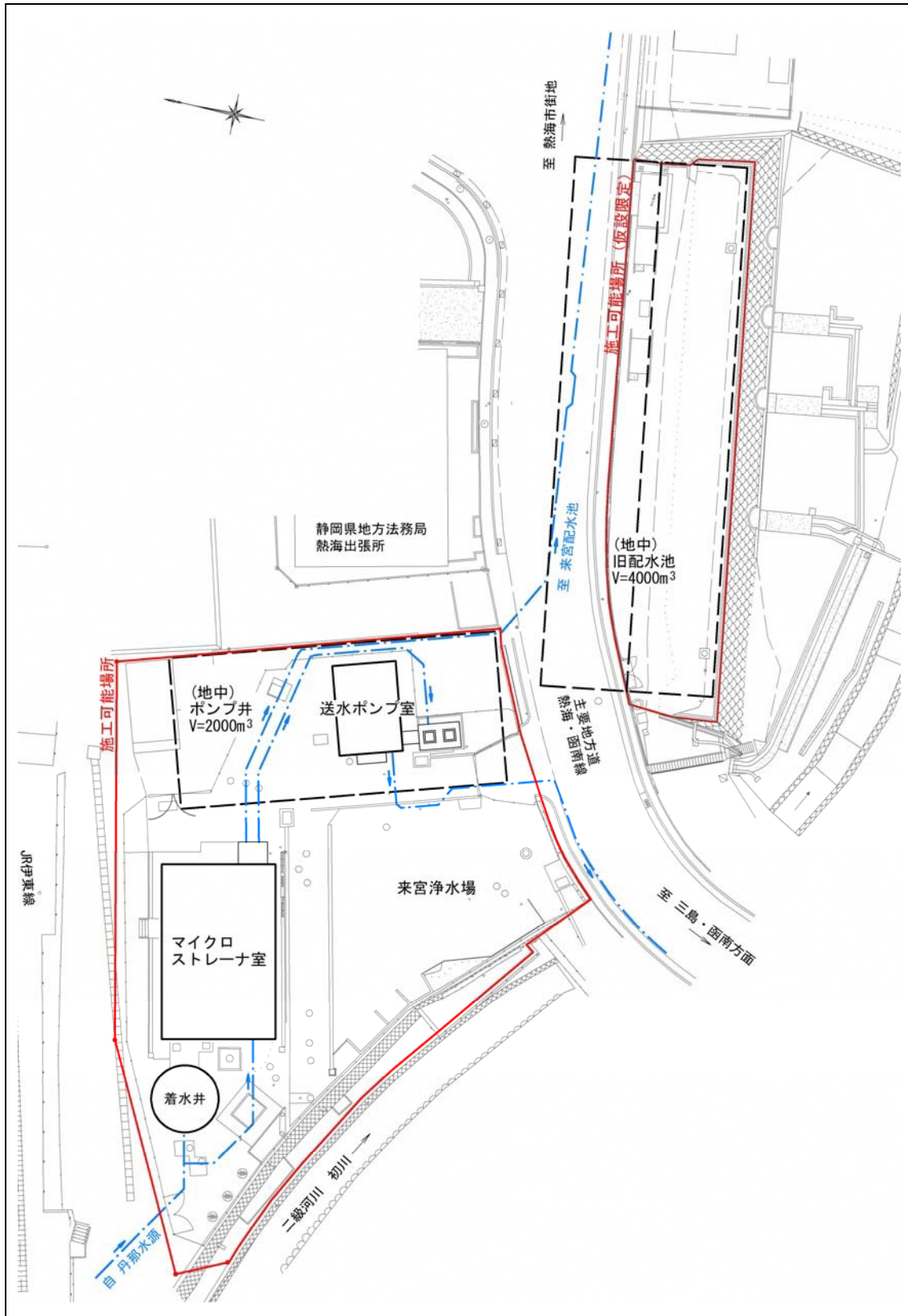


図1 施工可能場所

#### 1.1.6. 対象業務

本事業の対象施設および対象業務は、表1に示すとおりである。事業者は、新設する来宮浄水場の膜ろ過施設について、機械設備および電気設備の基本設計・詳細設計および工事を対象とする。なお、土木・建築施設の詳細設計は本市が実施するが、事業者は土木・建築施設について、提案設計に基づく基本設計を実施し、本市が詳細設計業務を行うために必要となる資料を提供すること。

また、来宮浄水場は立地条件や敷地面積など多くの制約を受けるため、事業者は、土木・建築施設の詳細設計との調整を適宜行いながら機械・電気設備の詳細設計を進めること。

本事業は既存浄水場を運用しながらの改築更新事業となるため、切り替え時や更新後は、施設の運転指導を実施すること。

詳細については、後日公表する要求水準書および募集要項で示す。

表 1 対象業務

業務		内容	実施主体	
			熱海市	事業者
基本設計	土木・建築	新設する膜ろ過浄水場一式について、事業者提案に基づき基本設計を実施する。土木・建築範囲の詳細設計は本市が実施するため、本市が必要とする資料の提供を事業者は行うこと。		○
	機械・電気			○
	既設撤去		既設を運用しながら更新するにあたり、必要となる既存施設の撤去に必要な基本設計を行う。ただし、詳細設計は本市が実施するため、本市が必要とする資料の提供を事業者は行うこと。	
詳細設計	土木・建築	基本設計に基づいて、新設する膜ろ過浄水場の土木・建築施設の詳細設計を実施する。	○	
	機械・電気	基本設計に基づいて、新設する膜ろ過浄水場の機械・電気設備の詳細設計を実施する。		○
	既設撤去	基本設計に基づいて、既存施設撤去の詳細設計を行う。	○	
建設業務	土木・建築	新設する膜ろ過浄水場の土木・建築工事は本市が実施する。 ただし、既設浄水設備の移設または仮設浄水設備に係る土木・建築工事のみ事業者の対象範囲とする。	○	(○)
	機械・電気	膜ろ過施設の機械・電気設備については、本市による土木・建築工事の進捗に合わせて段階的に事業者が実施する。		○
	既設撤去	膜ろ過浄水場への切り替え後に廃止する施設の撤去工事は本市が行う。	○	

○：主として担当する

(○)：既設浄水設備の移設または仮設浄水設備に係る土木・建築工事のみ事業者の対象範囲とする。

### 1.1.7. 事業方式

本事業は、来宮浄水場の再整備における機械・電気設備について、設計・施工を一括発注するDB方式とする。

### 1.1.8. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

項目	予定
設計建設工事請負契約の締結	令和6年2月
設計および工事期間	令和6年4月～令和11年3月31日 ・令和6年度前半に基本設計を終える ・令和6年度後半に詳細設計を終える
引き渡し	令和11年3月31日

※ 本事業では必要に応じて部分引き渡しを行うものとし、その時期と運転指導方法・期間は事業者提案とする。

※ 部分引き渡しにあたって必要となる土木・建築工事に関する手続き（建築確認申請等）は本市で実施する。

### 1.1.9. 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

(ア) 基本協定の締結	令和6年1月
(イ) 設計および建設請負契約の締結	令和6年2月
(ウ) 設計・工事期間	令和6年4月～令和11年3月31日
参考 新浄水場供用開始※	令和11年4月1日～

※ 供用開始時期は基本設計時の目安であり、事業者提案による時期の前倒しは認める。

### 1.1.10. 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程およびガイドライン等を含む）を遵守するものとする。詳細については、要求水準書で示す。

## 2. 事業者の募集および選定に関する事項

### 2.1. 事業者の選定に関する事項

#### 2.1.1. 事業者を求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

① 効率的かつ効果的な来宮浄水場施設の設計および工事

② 一定の品質を確保した安定的かつ継続的な水の供給

このため事業者には、浄水場施設の工事への深い理解と十分なノウハウ、期待される役割を果たすうえで必要とされる能力などが求められる。

#### 2.1.2. 事業者の選定方法

事業者の募集および選定は、競争性および透明性の確保を目的として公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、「熱海市プロポーザル方式の手続きに関する要綱 平成17年12月6日 告示第92号」および以下のとおり実施することを予定している。詳細は、公告において明らかにする。

### ① プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加について、本市の参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの確認を行う。

### ② 技術対話

来宮浄水場の再整備工事は、土木・建築の設計計画が事業の実現性に大きな影響を及ぼすが、本事業には土木・建築の詳細設計および工事が含まれていない。

このような事業の特性を踏まえ、上記①においてプロポーザル参加資格を有すると確認された応募者は、技術提案の中段で土木・建築に限定して設計内容の中間報告を兼ねた技術対話を行う。

なお、技術対話を円滑に行うため、応募者は一次提案書類を事前に提出する。

### ③ 提案内容の審査

上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認され、上記②の技術対話を経た応募者から最終提案書類の提出（以下：提案書）を受付け、技術面について評価を実施する。また、別途、事業費等について提案を受け、技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算定する。総合評価点が最も高い者を事業者（優先交渉権者）に決定する。

## 2.1.3. 委員会の設置

「熱海市プロポーザル方式の手続きに関する要綱 平成17年12月6日 告示第92号」に基づき、「来宮浄水場再整備事業 事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、応募者および応募グループの提案書の評価を行い、最優秀提案者を選定し、最優秀提案者を事業者（優先交渉権者）とする。

## 2.2. プロポーザル参加資格に関する事項

### 2.2.1. 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独もしくは複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請および応募手続きを行う。
- ③ 応募グループは、対象施設の機械設備の設計および工事を行う企業（以下「機械設備企業」という。）、対象施設の電気設備の設計および工事を行う企業（以下「電気設備企業」という。）により構成されることを基本とする。
- ④ 応募グループは、参加表明書およびプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業およびその他の構成員の企業名および携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 代表企業の変更は認めない。
- ⑥ プロポーザル参加資格確認のための申請書類（以下「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明したグループの構成員の変更は

認めない。

- ⑦ 応募者および応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。
- ⑧ 応募グループにより対象施設の工事を行う場合は、共同企業体（以下「建設JV」という）を結成すること。建設JVの構成は乙型とする。

## 2.2.2. プロポーザル参加資格要件

### 1) 共通の資格要件

- (1) 「熱海市工事請負等および物品調達等の参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立または通告がなされていない者であること。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条および改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (3) 消費税および地方消費税に未納の税額がある者は応募者および応募グループの構成員となることができない。
- (4) 熱海市に未納の税額がある者は応募者および応募グループの構成員となることができない。
- (5) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人またはその関連会社、本事業のアドバイザー業務受託者および受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、またはその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、応募者および応募グループの構成員となることができない。

### 2) 各業務の実施企業の資格要件

応募者および応募グループの構成企業は、本施設の設計および工事の各業務を行うものとして、以下の(1)～(2)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

#### (1) 機械設備企業

機械設備企業は次の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械器具設置工事または水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ② 令和4年度の熱海市建設工事等競争参加資格（機械器具設置業または水道施設工事業）登録済みの業者であること。
- ③ 「監理技術者資格者証（機械器具設置業または水道施設工事業）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に配置すること。なお、応募者または応募グループ構成員と本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。た



だし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。

- ④ 本事業の施工にあたって、上記③に掲げる者のほか、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤ 上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で下記(2)電気設備企業を兼ねる場合は、両工種で配置技術者を兼ねることができる。
- ⑥ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械設備設置工事または水道施設工事について1,200点以上であること。
- ⑦ 機械設備企業は国内において、公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式）の機械設備工事（既設浄水場の切替、撤去を含むものに限る）の完成実績を有すること。

## (2) 電気設備企業

電気設備企業は次の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和4年度の熱海市建設工事等競争参加資格（電気工事業）登録済みの業者であること。
- ③ 「監理技術者資格者証（電気工事）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置すること。なお、応募者または応募グループ構成員と本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。
- ④ 本事業の施工にあたって、上記③に掲げる者のほか、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤ 上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で上記(1)機械設備企業を兼ねる場合は、両工種で配置技術者を兼ねることができる。

### 2.2.3. プロポーザル参加資格確認基準日

- ① プロポーザル参加確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- ② プロポーザル参加資格確認基準日の翌日から提案書類の提出までの間、応募グループの構成員が2.2.2.のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、当該応募グループはプロポーザルに参加することができない。
- ③ 提案書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募グループの構成員が2.2.2.のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は当該応募グループ

を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

- ④ 優先交渉権者決定日から基本契約の締結日までの間にプロポーザル参加者の構成員が2.2.2.のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合には、本市が認めた場合において、当該応募グループは失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

## 2.3. 事業者選定のスケジュール等

### 2.3.1. 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

#### 事業者選定スケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	令和4年7月27日
実施方針に関する説明会および現地見学会の実施	令和4年8月1日～10日
実施方針に関する質問、意見等の受付	令和4年8月15日～26日
実施方針に関する質問、意見等への回答公表	令和4年9月20日
公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書(案)、設計・建設請負契約書(案)）の公表	令和4年10月中旬
公告等に関する説明会および現地見学会の実施	令和4年10月下旬
公告等に関する質問、意見等の受付（第1回）	令和4年11月上旬
公告等に関する質問、意見等への回答公表（第1回）	令和4年12月上旬
公告等に関する質問、意見等の受付（第2回）	令和4年12月中旬
公告等に関する質問、意見等への回答公表（第2回）	令和5年1月中旬
参加表明書等の受付	令和5年1月下旬～2月中旬
参加資格確認結果の通知	令和5年3月上旬
一次提案書類の受付	令和5年5月上旬
技術対話の実施	令和5年5月下旬
最終提案書類およびプレゼンテーション動画の受付	令和5年8月上旬
最終提案書類等に関する質疑・回答	令和5年11月
事業者（優先交渉権者）の決定・公表	令和5年12月下旬
基本協定の締結	令和6年1月下旬
工事請負契約の締結	令和6年2月下旬

### 2.3.2. 実施方針に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、実施方針に関する説明会を実施し、事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現場見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

#### (1) 説明会

① 開催日時

令和4年8月1日(月)～10日(水) ※土日祝日は除く  
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

③ 事前登録

申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、7.9. 本事業に関する問合せ先のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和4年7月28日(木)～8月3日(水)17時までとする。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

④ 注意事項

説明会では実施方針の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

(2) 現地見学会

① 開催日時

令和4年8月1日(月)～10日(水) ※土日祝日は除く  
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

来宮浄水場(熱海市福道町 1114-5地内)

③ 申込方法

参加者は、公告等の説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

④ 注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札またはIDストラップ等を着用すること。

現地見学会では、発注者が指定する場所から原水を採水することを認める。ただし、採水に必要な容器や道具(衛生面に配慮されたものに限る)は応募者が準備すること。

(3) 実施方針に関する質問の受付および回答公表

実施方針に関する質問を以下の要領により受け付ける。

① 受付期間

令和4年8月15日(月)～26日(金)

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式2)に記入のうえ、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式はMicrosoft社製Office Excelまたはそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。あて名は、7.9. 本事業に関する問合せ先のとおりである。

③ 公表

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通

じて行うものとする。

提出された質問は、原則公表とするが、応募者および応募グループの技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

### 2.3.3. 公告等に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、公告等に関する説明会を実施し、事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方等を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現場見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

#### (1) 説明会

##### ① 開催日時

令和4年10月下旬

(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

##### ② 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

##### ③ 事前登録

申込書に必要事項を記入のうえ、**7.9. 本事業に関する問合せ先**のメールアドレス宛に申し込むこと。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

##### ④ 注意事項

説明会では公告等の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

#### (2) 現地見学会

##### ① 開催日時

令和4年10月下旬

(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

##### ② 開催場所

来宮浄水場(熱海市福道町 1114-5地内)

##### ③ 申込方法

参加者は、公告等の説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

##### ④ 注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札またはIDストラップ等を着用すること。

現地見学会では、発注者が指定する場所から原水を採水することを認める。ただし、採水に必要な容器や道具(衛生面に配慮されたものに限る)は応募者が準備すること。

(3) 公告等に関する質問の受付および回答公表

公告等に関する質問を以下の要領により受付ける。

① 受付期間

令和4年11月上旬（第1回）

令和4年12月中旬（第2回）

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、公告等に関する質問書に記入のうえ、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft社製Office Excelまたはそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。あて名は、7.9. 本事業に関する問合せ先のとおりである。

③ 公表

公告等に関する質問に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて行うものとする。

提出された質問は、原則公表とするが、応募者および応募グループの技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 事業契約に関する基本的な考え方

3.1.1. 基本協定の締結

本市は、優先交渉権者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。ただし、協議が成立しなかった場合または基本協定の締結までに優先交渉権者が失格または辞退した場合は、次順位者と協議を行う。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と基本協定を締結しない場合がある。

3.1.2. 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき事業者と事業契約を締結する。

本市は、「(仮称)来宮浄水場再整備事業 設計建設請負契約書(案)」の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する建設JV（ただし、2.2.2.に示す要件を1社で満たす場合は、建設JVを結成する必要はない。）と本事業にかかる設計・建設工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

### 3.2. 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

#### 3.2.1. リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。

リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

#### 3.2.2. 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクとその分担に対する基本的な考え方を以下に示す。

【共通事項】

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	事業者
入札・契約リスク	入札手続きリスク	1	入札説明書等、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	契約リスク	2	発注者の事由による契約の未締結	○	
		3	事業者の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	4	法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
	政治リスク	5	事業予算、債務負担行為などの議決に関わるもの	○	
		6	事業の中断・変更に関わるもの	○	
	行政指導リスク	7	行政の規制、指導による変更や遅延に係るもの	○	
	消費税変更リスク	8	設計、建設及び保全管理業務に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	9	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
10		法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税制度の変更によるもの		○	
社会リスク	第三者賠償リスク	11	下記12以外によるもの	○	
		12	事業者の帰責事由によるもの		○
	住民対応リスク	13	本事業の実施そのものに関する合意形成	○	
		14	事業者が行う業務（調査・工事）に関する説明	○	
	環境リスク	15	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	物価変動リスク	17	本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
その他リスク	債務不履行リスク	18	下記19以外の事由による（発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		19	発注者の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		20	事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	21	本事業に係る、戦争、暴動、天災等による事業内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○	
	原水水質変動リスク	22	丹那隧道水源の原水水質の変動によるもの	○	

【調査・設計・建設】

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	事業者
調査設計段階の リスク	測量・調査リスク	1	発注者が実施した測量・調査に関するもの	○	
		2	地下埋設物（埋蔵文化財等）の存在に関するもの	○	
		3	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	4	発注者の事由（提示条件の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		5	事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
	設計変更リスク	6	道路、河川、軌道等の管理者との協議結果に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合	○	
		7	道路、河川、軌道等の管理者との協議結果に起因して、機械・電気設備の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合	○	
		8	機械・電気設備の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合		○
		9	機械・電気設備の提案設計および基本設計の不備に起因して、機械・電気設備の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合		○
		10	土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合（ただし、発注者・事業者との協議により発注者の責にやらないものは事業者の負担とする）	○	(○)
		11	土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、機械・電気設備の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合		○
		12	要求水準に記載がなく、本市の要望により提案設計から基本・詳細設計内容が変更し、事業費が増大した場合	○	
建設段階のリスク	用地リスク	13	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		14	土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握不可能なもの）に関するもの	○	
		15	地下埋設物（既存資料で把握可能なもの）に関するもの		○
		16	遺産・遺跡・文化財の存在に関するもの	○	
	工事遅延リスク	17	発注者の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延	○	
		18	地下埋設物（埋蔵文化財等）による工事の遅延	○	
		19	事業者の事由による工事の遅延		○
	他事業調整リスク	20	発注者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大	○	
		21	事業者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大		○
	工事費増大リスク	22	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		23	想定が困難な地下埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
		24	事業者の事由による工事費の増大		○
	仮設浄水設備リスク	25	仮設浄水設備による運転中の水質事故・断水事故等に関するもの	○	
		26	仮設浄水設備による運転中の仮設浄水設備の故障・不具合等に関するもの		○
	既存設備流用リスク	27	流用する既存設備の故障・不具合等に関するもの	○	
	要求性能リスク	28	要求水準不適合		○
	工事監理リスク	29	工事の監理に関するもの	○	
		30	工事の現場管理に関するもの		○

### 3.3. 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、本市が要求する水準を満足する施設の性能を提供することが求められる。浄水の水質および本事業の対象となる施設に要求する性能は、要求水準書等において示す。



### 3.4. 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認を行う。

#### 3.4.1. モニタリングの内容

本市は、本事業と要求水準および提案書類にて規定された内容との整合を確認するためのモニタリングを実施する。

事業者の実施する設計業務および建設業務の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合には、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対して、自らの費用負担により改善措置を講じること。

#### 3.4.2. モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は本市の負担とする。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は事業者が負担する。

### 3.5. サービスに対する対価の支払い

本市は、事業契約に従い、設計、工事に対し、その対価を支払う。対価に係る考え方は公告等において明らかにする。

## 4. 対象施設等の立地並びに規模および配置に関する事項

### 4.1. 施設の立地条件

#### 4.1.1. 建設用地

熱海市福道町 1114-5地内

#### 4.1.2. 敷地面積

2,031.33m<sup>2</sup>

#### 4.1.3. 建設用地の制限等

項目	内容	
都市計画区域	都市計画区域内（区域区分非設定）	
建設用地の制限等	用途地域	近隣商業地域
	防火・準防火地域	準防火地域
	高度地区	第2種高度地区 建築物高さの最高限度 31m
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
騒音規制	第3種区域（昼間 65db、朝夕 60db、夜間 55db）	
振動規制	第2種区域（昼間 70db、夜間 60db）	
排水規制	特定施設・総量規制なし	
雨水	二級河川初川へ放流	
汚水	県道熱海・函南線の公共下水道施設へ接続	
埋蔵文化財	なし	
景観計画	景観計画区域内のため熱海市景観計画に適合させる。	
開発行為	許可不要	

#### 4.1.4. 土質の状況

別紙2に示すとおり。

#### 4.1.5. 排水

来宮浄水場の排水区分ごとの放流先は以下のとおりとし、排水量に関する規制は存在しない。

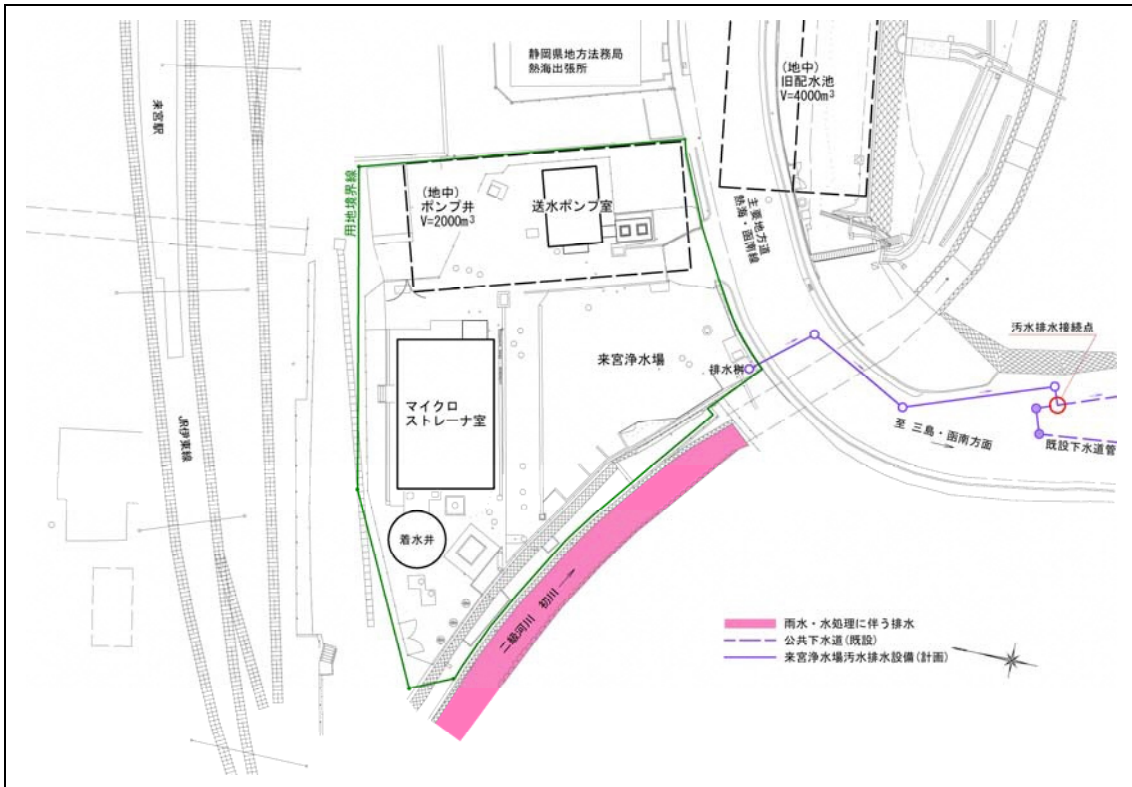
本事業に伴い来宮浄水場は浄水能力 10,000m<sup>3</sup>/日以上のもろ過施設を有する浄水場となるため、水質汚濁防止法の特定施設に該当することになる。

- ① 原水・ろ過水・浄水の排水（越流水を含む）  
⇒ 二級河川初川
- ② 物理洗浄排水 ⇒ 二級河川初川（水質を満たす場合のみ）
- ③ 雨水排水 ⇒ 二級河川初川
- ④ 汚水排水 ⇒ 県道熱海・函南線の公共下水道施設

なお、適合が義務付けられるのは、省令で定める以下の排水基準である。

- ① 有害物質に係る排水基準
- ② 生活環境項目に係る排水基準（一日当りの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上の場合のみ適用）

排水区分ごとの接続先・放流先を下図に示す。



## 4.2. 施設の規模等

新設施設の規模等は、以下のとおりである。詳細は要求水準書等において示す。

### 4.2.1. 対象水量

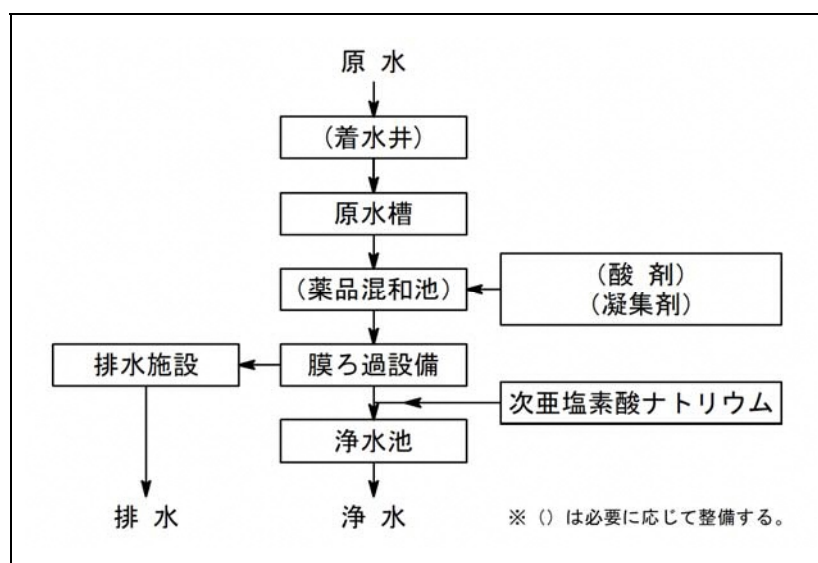
最大取水能力：37,500m<sup>3</sup>/日

水源：丹那隧道水源（湧水）

計画一日最大給水量：18,000m<sup>3</sup>/日

### 4.2.2. 処理方式

基本設計における浄水処理フローは以下のとおりであり、膜ろ過施設を導入する。なお、以下のフローは参考であり、事業者提案によるフローの変更を認める。



来宮浄水場施設フロー【参考】

### 4.2.3. 水質条件

来宮浄水場における原水水質の実績では、水質基準を超過する項目はなく非常に良好な原水となっている（別紙1参照）。

ただし、過去にクリプトスポリジウムの指標菌の検出履歴があり、その対策として膜ろ過を導入することから、浄水としてクリプトスポリジウム対策指針に示されているろ過水濁度0.1度以下を要求水準として設定する。

なお、前処理でポリ塩化アルミニウムを使用する場合には、アルミニウムおよびその化合物を0.1mg/L以下とすることも要求水準として設定する。

原水引き渡し基準：水質基準達成原水（大腸菌の検出は除く）

浄水水質要求水準：下表のとおり

### 浄水水質要求水準

No.	水質項目	要求水質
1	濁度	0.1度以下
2	アルミニウムおよびその化合物	0.1mg/L以下

※1 本表にない項目は水質基準達成を要求水準とする。

※2 アルミニウムおよびその化合物は、前処理でポリ塩化アルミニウムを使用する場合のみ対象とする。

### 水質に関する留意事項

丹那水源の原水を来宮浄水場着水井にて採水した場合、原水濁度は0度を示す。一方、来宮配水池内の浄水濁度を投込み式濁度計で常時観測した場合、浄水濁度は0.5度程度を示す。

原因としては、原水濁度を計測している着水井は水槽内の原水が短時間で入れ替わる一方で、配水池内は水が滞留することにより微小な濁度が計測される。

#### 4.3. 土地の使用に関する事項

来宮浄水場の敷地は本市の所有地であるが、本事業の実施に必要な範囲において事業者は本市の許可を得て、土地を無償で借用できるものとする。ただし、上記敷地以外に本事業の実施に必要な用地については事業者の責任において調達すること。

#### 4.4. 施設の整備要件等

来宮浄水場の施設および構造に係る要件等の詳細については、要求水準書等において示すものとする。

#### 5. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約および事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約および事業契約に付帯する事業計画に関する紛争については、市所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

#### 6. 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

##### 6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出および実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、本市は事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約において規定する。

##### 6.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

## **7. その他事業の実施に関し必要な事項**

### **7.1. 債務負担行為**

本事業における予算措置は、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

### **7.2. 本事業に係る情報の提供方法**

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

### **7.3. 実施方針および要求水準書の変更**

実施方針および要求水準書は、公表後に事業者から受付けた質問および意見等を踏まえ、公告までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、本市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュールおよび事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

### **7.4. プロポーザル公募の中止等**

談合行為の疑い、不正または不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、公告の公表またはプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。

### **7.5. 優先交渉権者を選定しない場合**

事業者の募集および優先交渉権者の選定の過程において、応募者および応募グループがない場合には、プロポーザル公募を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

### **7.6. 応募に当たっての費用の負担**

応募に当たっての費用は、すべて応募者および応募グループの負担とする。

## 7.7. 提出書類の取扱い

### 7.7.1. 著作権

応募者および応募グループから提出された提案書の著作権は、応募者および応募グループに帰属する。ただし、本市は、本事業の公表およびその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部または全部を無償で使用することができるものとする。

また、本市は、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募者および応募グループの提案書の一部を無償で使用できるものとする。

### 7.7.2. 提出書類の返却

応募者および応募グループから提出された書類は返却しないものとする。

### 7.7.3. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法または維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者および応募グループが負うものとする。

## 7.8. 環境への配慮

事業提案に当たっては、第二次熱海市環境基本計画を理解し、環境への配慮を行うものとする。

## 7.9. 本事業に関する問合せ先

熱海市公営企業部 水道温泉課 経営企画室  
所在地〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
TEL 0557-86-6484  
FAX 0557-86-6490  
電子メール : koeikigyo@city.atami.shizuoka.jp